

令和7年度3月 第12回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年3月19（金） 午前10時00分 ～ 午前10時33分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	欠席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	今枝 勲男	書 記	村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 4 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 4 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 4 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 4 7 号 地域計画の変更について
日程第 7	議案第 4 8 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 8	報告第 3 8 号 農地法第 4 条の規定による届出について
	報告第 3 9 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 4 0 号 現況証明願について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は9人です。近藤哲夫委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和7年度3月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
6番宮崎君恵委員及び7番片岡伴造委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第44号について説明いたします。

申請番号3-34番につきまして、説明いたします。

参考資料は1、2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町遠島七台地内の田で、
同一世帯内での生前贈与となっております。

申請番号3-35番につきまして、説明いたします。

参考資料は3、4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、西今宿八反田地内の田で、所
有権移転による経営拡大となっております。

申請番号3-36番につきまして、説明いたします。

参考資料は5、6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町遠島南萱苧島地内の田
で、所有権移転による経営開始となっております。

譲受人は、今回初めて農地を取得するということで、櫻井博文委員立ち会い

のもと、新規就農ヒアリングを行いました。自宅敷地内にある屋敷畑で10年以上耕作をしており、申請地についても、同一敷地内に住む父親とともに耕作をしていくとのことで問題なしと判断いたしました。

譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、3月16日に太田昌史会長と鈴木義雄委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 私と鈴木義雄委員で現地確認に行きました。鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第44号につきまして、現地確認を行いました。耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました。議案第44号について、何かご質問等がございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第44号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第44号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第45号について説明いたします。

申請番号4-5番につきまして、説明いたします。

参考資料は7、8ページをご覧ください。

申請者は議案書のとおり、申請地は、七宝町沖之島市之坪地内の田、貸駐車場への転用となっております。

申請地は、市街化調整区域ではありますが、七宝駅前という立地から周辺の宅地化が進んでおり、南側に住宅が建築されて以来、日照が不足し、今後も耕作を継続していくことは困難な状況にあります。そんな中、近隣住民等より、新規の駐車場用地としての利用希望があり、貸駐車場とするため今回の申請と

なっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、七宝駅から300m以内の区域にある農地で、第3種農地に区分されるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、3月13日に海部農林水産事務所と、また、3月16日に太田会長と鈴木委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 私と鈴木委員で現地確認に行きました。鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第45号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました。議案第45号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第45号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第45号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

この議案には、山田昌弘委員に関する事項があります。あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、山田委員には一時退席していただきます。

(山田委員退席)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第46号について説明いたします。

申請番号5-29番につきまして、説明いたします。

参考資料は9、10ページをご覧ください。

借受人・貸渡人は、議案書のとおり、申請地は、富塚布内地内の田及び畑、駐車場への転用で、賃貸借権の設定となっております。

借受人は、名古屋市中村区に本店を置き、不動産の売買及び駐車場の経営事業等を営んでおります。

市場調査により、数年前から七宝駅周辺にて、駐車場不足が深刻化していることが判明したため、周辺で駐車場用地を探していたところ、申請地と一体利用地が空地になっており、土地所有者に申し出たところ、当該土地の賃貸借の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、七宝駅から300m以内の区域にある農地で、第3種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-30番につきまして、説明いたします。

参考資料は11、12ページをご覧ください。

借受人・貸渡人は、議案書のとおり、申請地は、七宝町下田貳町六反地内の畑、駐車場兼通路への転用で、使用貸借権の設定となっております。

借受人は、現在、申請地西側隣接地の北側に実家があり、家族5人で生活しておりますが、実家の南側敷地で自身の住宅建築を計画しており、申請地を住宅への通路及び駐車スペースとして利用予定のため、今回の申請となっております。

なお、こちらにつきましては、12月の総会の際に、農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に近接している区域にある農地で、第2種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号5-31番につきまして、説明いたします。

参考資料は13、14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、七宝町鯉橋三丁目地内の田、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は七宝町鯉橋一丁目地内に本店を置き、中古車販売業を営んでおります。申請地北側に中古車の駐車場を所有しておりますが、事業の拡大に伴い、既存の駐車場では手狭となり、近隣で敷地の拡張を計画していたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

なお、こちらにつきましても、12月の総会の際に、農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に近接している区域にある農地で、第2種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号５－３２番につきまして、説明いたします。

参考資料は１５、１６ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、七宝町伊福江向地内の田、駐車場兼資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は名古屋市中区に本店を置き、主に福祉車両の販売及び賃貸業を営んでおります。申請地西側を販売、賃貸、修理、従業員用の駐車場として利用しておりますが、近年の福祉車両の需要拡大により、既存の駐車場では手狭となり、近隣で敷地の拡張を計画していたところ、当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

なお、こちらにつきましても、１２月の総会の際に、農振除外の議案を上程させていただいた案件となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地に近接している区域にある農地で、第２種農地に区分されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号５－３３番につきまして、説明いたします。

参考資料は１７、１８ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案書のとおり、申請地は、石作中小路及び阿弥陀寺地内の田、流通業務施設への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は名古屋市中川区に本店を置き、貨物自動車運送業及び倉庫業を営んでおります。現在、名古屋市熱田区と東海市に既存の拠点を所有しておりますが、近年の小口配送の増加に伴い、既存施設では保管スペースも車両待機スペースも手狭となり、新たに土地を確保しようとしていたところ、近年需要が増加している名古屋西部から海部地区及び三重県方面へのアクセスの良い当該土地の譲受の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、概ね１０ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地にある農地のうち、その区画の面積、形状傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適すると認められる甲種農地に区分されますが、流通業務施設で自動車専用道路のインターチェンジから３００m以内に設置されるので、転用の許可が見込めます。

申請番号５－３４番につきまして、説明いたします。

参考資料は１９、２０ページをご覧ください。

借受人・貸渡人は議案書のとおり、申請地は、七宝町下之森新畑地内の田及び畑、資材置場兼仮設事務所への一時転用で、賃貸借権の設定となっております。

借受人は名古屋市中区に支店を置き、建設工事業を営んでおります。この度、東名阪自動車道の工事請負に伴い、資材置場と仮設事務所の設置が急務となり、

現場から50m以内で土地を探していたところ、当該土地の賃貸借の内諾をもらえたため、今回の申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものなので、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましても、3月13日に海部農林水産事務所と、また、3月16日に太田会長と鈴木委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 私と鈴木委員と現地確認に行きました。鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第46号につきまして、現地確認を行いました。転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明・報告がありました、議案第46号について、何かご質問等はございますか。

村上委員 申請番号5-34番について、一時転用となっておりますが、工事終了後は農地に戻すのでしょうか。

事務局 はい。申請書に農地復元誓約書を添付して提出されています。

議 長 他にご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第46号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第46号は承認されました。
それでは、山田委員に戻っていただきます。

(山田委員着席)

議 長 日程第6 議案第47号「地域計画の変更について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第４７号について説明いたします。

参考資料は２１～２４ページをご覧ください。

本件は、地域計画変更申出書が提出されたことから、農業経営基盤強化促進法第１９条第５項の規定に基づく地域計画の変更について、同条第６項の規定に基づき、あま市が当委員会に対して意見聴取を行うものです。変更地域は、七宝地区及び美和地区です。申請番号１については、七宝町下田堂中地内の田で、変更内容は、野天駐車場兼資材搬入スペースへの転用です。申請番号２については、二ツ寺上長地内の田で、変更内容は、野天駐車場兼資材置場への転用です。目標地図としては、七宝地区については、参考資料２１ページにある案件番号１の部分が除外、美和地区については、参考資料２３ページにある案件番号２～６の部分が除外となります。地域計画としては、七宝地区は、参考資料２２ページにあるとおり、区域内の農用地等面積が１６９.１ha から ０.１ha 減少し、１６９ha となり、美和地区は、参考資料２４ページにあるとおり、区域内の農用地等面積が ２２３.６ha から ０.４ha 減少し、２２３.２ha となります。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第４７号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第４７号を意見なしとして、あま市へ回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第４７号は承認されました。

議 長 日程第７ 議案第４８号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第４８号について説明いたします。

本件は、農用地利用計画変更申出書が提出されたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行令第３条第３項の規定に基づく農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第３条の２第２項の規定に基づき、あま市が当委員会に対して意見聴取を行うものです。申請番号７について説明します。参考資料は２５、２６ページをご覧ください。申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町堂中地内の田です。申出者は、現在、申出地の南側隣接地でエクステリア事業を営んでおりますが、大型資材の増加や保有車両により敷地が手狭とな

り、日々の車両の入れ替え作業や安全確保が課題となっていたため、所有車両の駐車場及び資材搬入スペース確保のための敷地拡張を計画していたところ、当該申出地について所有者から譲受の内諾をもらえたため、今回の申出となっております。なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、申請番号８について説明します。

参考資料は２７、２８ページをご覧ください。

申出地は議案書のとおり、申請地は、二ツ寺上長地内の田です。申出者は、あま市内に本店を置き、一般及び産業廃棄物の収集運搬業を営んでおります。近年の事業規模拡大に伴い、既存敷地内での車両や資材の保管スペースが恒常的に不足しており、作業動線の悪化が喫緊の課題となっていたため、車両及び資材の保管スペースを確保するための敷地拡張を計画していたところ、当該申出地について所有者から譲受の内諾をもらえたため、今回の申出となっております。なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

以上２件につきまして、３月１３日に海部農林水産事務所と、また、３月１６日に太田会長と鈴木委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 私と鈴木委員と現地確認に行きました。鈴木委員から現地の状況について報告願います。

鈴木委員 議案第４８号につきまして、現地確認を行いました。計画の変更に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び鈴木委員から説明がありました。議案第４８号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第４８号を意見なしとして、あま市へ回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第４８号は承認されました。

議 長 日程第８ 報告第３８号「農地法第４条の規定による届出について」、報告第３９号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第４０号「現況証

明願について」を事務局から報告願います。

事務局 （報 告）

議 長 以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さ
ました。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年3月21日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 宮崎 君恵

署 名 委 員 片岡 伴造